

# 地域社会における消防団の位置づけと課題について

濱口和久

## 要約

消防団の起源は江戸時代の「町火消」に遡る。最近では自衛隊の災害派遣活動が注目されているが、消防団は普段から地域に密着し地域防災力の中核を担っている存在である。

消防団員は他に職業を持つ地域の住民でありながら、日常の防火・防災活動を行いながら、訓練を積み、住民を指導している。災害が起きたときには、人命救助、消火・防災防除活動などに出動する。だが、消防団も産業・就業構造の変化や市町村合併、少子化、過疎化など、社会経済の大きな変化のなかで変革期を迎えている。団員の減少や団員の高齢化は、消防団の存続と精強さに深刻な影響を与えている。学生や女性、機能別消防団員などの加入促進の取り組みを行っているが、団員の減少や高齢化の解消までには至っていない。一時、常備消防の強化が進むなかで、消防団不要論が起きた時期もあったが、現在は、地域のコミュニティ維持という面でも、大きな力を発揮することが期待されている。

東日本大震災では、災害対策基本法が想定していた被災地市町村の行政機関の災害対応の限界が露呈し、公助だけでは大災害に対応することが非常に厳しいことが明白となった。公助だけで対応できない部分は、共助が担う必要があり、その中心的役割を担うのが消防団である。消防団は、住民の安全を確保するために、自主防災組織などともしっかりと連携をしていかなければならない。地域防災力の強化には、住民一人ひとりの防火・防災意識の定着を図ることも大事となる。消防団という組織は、日本人の貴重な財産であり、今後も地域防災力の担い手として育成させていく必要がある。

キーワード：消防団、共助、中核、地域防災力、自主防災組織

## 1. はじめに

火災の消火活動や、全国各地で地震や風水害（気象災害）などの災害が起きた場合、消防団が出動する。今後、首都直下地震や南海トラフ地震などの大地震が数十年以内に起きる<sup>(1)</sup>ことが懸念されており、消防団を中核とした地域防災力の向上が求められている。テロ災害などが起きた場合にも、消防団は避難住民の誘導などの役割を担うとされている<sup>(2)</sup>。消防団員は地域住民で構成され、普段は別の職業を持っている。

大規模な災害が起きると、自衛隊や警察、消防だけではすべてをカバーすることはできない。これらの組織が公助の役割を担うとすれば、消防団は地域社会において共助の役割を担うことになる。ところが、近年、消防団を取り巻く環境は厳しさを増している。そして、様々な課題が指摘されている。そのなかの代表格な課題が「消防団員の減少」と「消防団員の高齢化」である。消防団は、団員がいてははじめ

て機能する組織である。団員がいなければ、ポンプ車や消火栓は宝の持ち腐れとなる。日本は少子高齢化、地方では過疎化に突入しており、このままの状態が続けば、消防団への人材供給ができなくなる恐れすらある。ライフスタイルの変化・多様化も団員の加入に影響している。

一方で、近年、災害での消火活動や後方支援活動をはじめ、住宅用火災警報器の設置促進、火災予防の普及啓発、住民に対する防災教育・応急手当指導など、広範囲に女性消防団員の活躍が期待されるようになり、毎年、女性消防団員は増加している。地域防災に関心を持ち、卒業後も地域防災の担い手となる人材確保のため、大学生や専門学校生の消防団への加入促進の取り組みも行われている。しかし、女性消防団員や学生消防団員が増えても、基準定足数を満たす消防団員数に達していないのが実情である。消防団の平均年齢の上昇を抑えることも、簡単には解決できそうにない。

そこで本稿では、最初に消防団の成立の経緯を概観する。次に常備消防と消防団について説明し、消防団の抱える課題について論じ、消防団の充実強化に向けた取り組みについて紹介する。さらに、自主防災組織なども地域防災力を支える重要な組織であり、消防団と自主防災組織との連携や、住民一人ひとりの防火・防災意識の定着を図るための取り組みについても事例を交えて論じる。最後に地域社会における今後の消防団の在り方について提言する。

## 2. 消防団の成立の経緯

消防団の歴史は古く、江戸時代、徳川幕府第8代将軍徳川吉宗が、江戸南町奉行の大岡越前に命じ、町組織としての火消組である店火消を編成替えし、町火消「いろは四八組」を設置させたことが今日の消防団の前身であるといわれている<sup>(3)</sup>。

明治に入ると、政府は町火消を東京府に移管され、明治3（1870）年に消防局を置き、町火消を改組して消防組とする。当時、全国的に公設消防組は少なく、ほとんどが自治組織としての私設消防組でしかなかった。おまけに、ほとんどが名だけで、活動をしている消防組は少なかった。この状況を改善すべく、政府は新たな消防組織の育成を図るため、明治27年2月9日に消防組規則（勅令第15号）を制定し、消防組を府県知事の管掌として全国的な統一を図る。この時点を持って、全国的な組織としての消防団制度が誕生した<sup>(4)</sup>。

日本が日清戦争、日露戦争、第1次世界大戦を経験するなか、消防組は国内治安の第一線にあった警察の唯一の補助機関として、その任務を遂行しながら発展していく。政府は大正8（1919）年、勅令によって重要都市に常設消防を整備すべく「特設消防署規程」を公布し、該当する府県知事に対して特設消防署の設置を命じた。これが現在の常設消防署の始まりである<sup>(5)</sup>。

昭和に入ると、満洲事変、シナ事変、第2次世界大戦を経て、消防体制もその都度、見直されていく。昭和4（1929）年ごろから、軍部の指導により、民間防空団体として「防護団」が各地に結成された。防護団は、陸軍の指導の下に発足した団体で、昭和7年に東京市で最初に組織化される。陸軍肝いりの団体であるが、「消防組規則（明治27年勅令第15号）」により法定化された消防組とは異なり、法的根拠がない単なる民間団体であった。そのため組織化も全国一斉に行われたのではなく、住民の防空思想が比較的高い六代都市を中心に結成され、陸軍の統制の下で防空活動をすることになった。昭和12年

には「防空法」が制定される。国防体制の整備が急がれるなか、昭和13年に内務次官名で消防組、防護団の統一について「両団体統合要綱案」が通牒され、勅令制定の基礎となる両団体統合の要綱が決定された。これらを経て、消防団と防護団を統合し新たな警防組織を設けるため、昭和14年1月に勅令をもって「警防団令」が公布される。明治以来の消防組は解消し、「警防団」が同年4月1日に全国一斉に発足した。警察の補助機関として従来の水火消防業務に防空の任務を加えられて終戦に至る<sup>(6)</sup>。

戦後、米国調査団の報告により、警察と消防の分離が勧告され、昭和22年4月30日の消防団令の公布により、警防団が廃止され、新たに全国の市町村に自主的な消防団が組織されることとなった。同年12月23日に消防組織法（昭和22年法律第226号）が公布されると、消防が警察から完全に分離独立し、市町村の責務とされたことを受け、昭和23年3月24日に新たな消防団令が公布され、消防団は義務設置から任意設置制になる。その後、消防団の根拠規定は政令ではなく法律に置くべきとの考えから、消防団令は廃止され、消防組織法に消防団の根拠規定が盛り込まれることになった<sup>(7)</sup>。以上のように、消防団は様々な変遷を経て、今日に至っているのである。

### 3. 消防団の現状

#### 3.1 常備消防と消防団

消防組織には「常備消防」と「非常備消防」の2種類がある。常備消防とは、市町村に設置された消防本部・消防署のことで、常駐の消防職員が勤務している（消防組織法第10条第1項）。原則は市町村が設置することになっているが、一部の地域では、一部事務組合や広域連合により設置されているところもある。また、特別区（東京23区）に関しては特別区の連合体としての東京都が東京消防庁を設置して特別区の消防本部としている。消防と聞いて、多くの人がイメージするのが常備消防のことである。平成30（2018）年4月1日時点で、日本全国に約16万人の消防職員がいる<sup>(8)</sup>。消防職員は、消防長（消防本部の長）により任命され、それぞれの区域の消防本部及び消防署において消防事務に従事する職員のことをいう。消防長については、当該区域の市町村長が任命する。また、消防吏員とは消防本部に勤務する消防職員のうち、消火・救急・救助・査察などの業務を行う者のことをいう。消防吏員は、消防職員のうち階級を有する者であり、消防法や災害対策基本法などに定められた権限を執行することができる。消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定められている（消防組織法第16条第2項）。

一方、市町村の非常備の消防機関に当たるのが消防団である。消防団員は普段は他に職業を持っている。消防団員の身分は、地方公務員法及び消防組織法に規定された市町村における非常勤の特別職地方公務員である。階級制度を採用しており、消防団員の階級（消防組織法第15条第6項）は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員に分かれている。公務中に死傷したり、公務が原因で病症が出た場合は、公務災害として一定の補償を受けることができる。

東京都の特別区においては、各特別区ではなく、特別区の連合体としての東京都が消防責任を負うため（消防組織法第26条）、この区域内の消防団に所属する団員の身分は「東京都の非常勤特別職地方公務員」となる（消防組織法第28条）。消防団員は、地方公務員ひいては公務員全体のなかでも最大の員

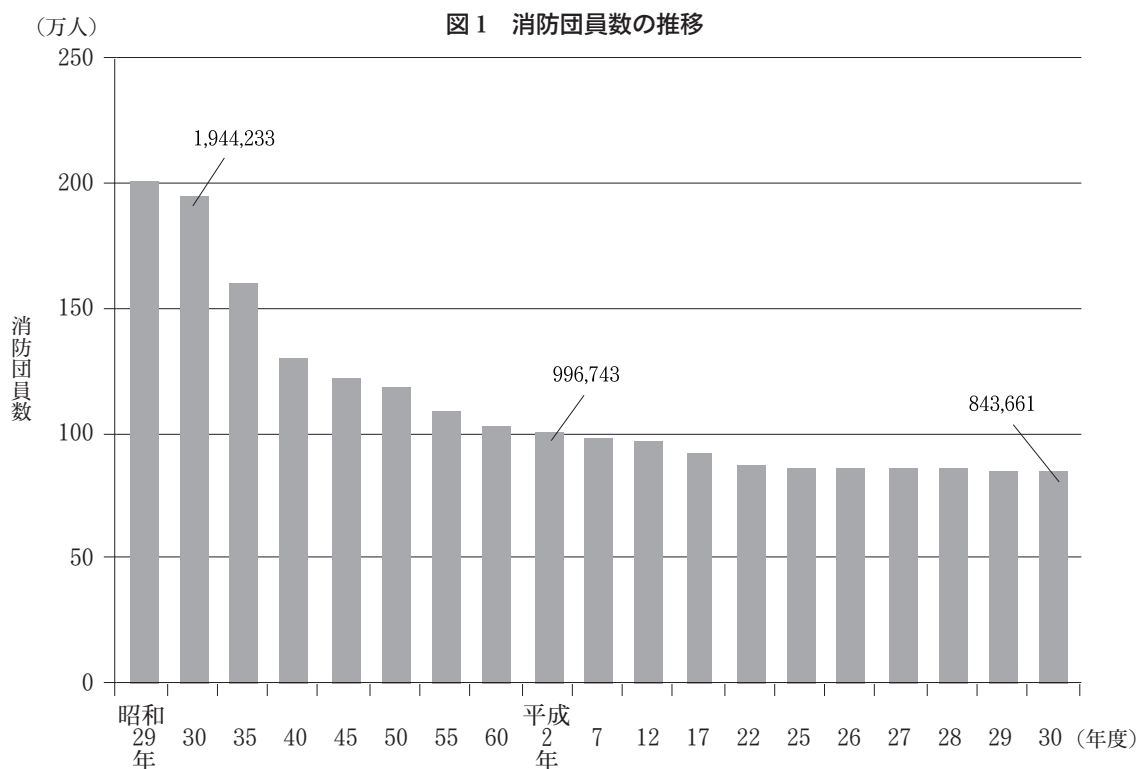
数を有する職種である。

消防団は、地域密着性、要員動員力、即時対応力といった特性を生かしながら、火災時の初期消火や残火処理、風水害時の警戒や救助活動などを行うほかに、大規模災害時には住民の避難支援や安否確認などを、国民保護の場合には避難住民の誘導などを行う。特に消防本部・消防署が設置されていない非常備町村にあっては、消防団が消防活動を全面的に担うなど、地域の安心・安全確保のために果たす役割は大きい。さらに、消防団は、平常時においても消防車に乗っての火災予防の啓発や応急手当の普及など、地域に密着した活動を展開しており、地域防災力の向上、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしている。

消防団は、平時は消防署と消防団が並列の関係にあるため、消防署の直接的な指示を受けることはないが、出動の際は、消防団及び消防団員も消防署及び消防吏員と協力し行動するなどの有機的な連携が図られることも多い。消防本部を置く市町村では、消防団本部は消防署内（同一建物内）におかれる場合がほとんどであり、消防団の運営や訓練には消防吏員の協力や指導によるところが大きい。

平成30年4月1日現在、ほとんどの市町村に常備消防が設置され、日本全国に728の消防本部と1,719の消防署があり、消防本部が設置されていない市町村は、全国7都県に29町村ある<sup>(9)</sup>。このうち1都3県の21町村が島嶼部である。それに対して消防団は、全国すべての市町村に設置されており、平成30年4月1日現在で2,209消防団、2万2,314分団を数えている<sup>(10)</sup>。

一方で、昭和29（1954）年には全国に200万人を超えていた消防団員も、平成30年4月1日現在、約84万人にまで落ち込んでいる。消防団員の減少傾向は、戦後一貫して続いており、減少に歯止めがかからない状態となっている<sup>(11)</sup>。



資料：総務省「消防団の組織概要等に関する調査の結果（平成30年4月1日現在）」より作成

永田尚三によれば、「昭和 30 年代半ば以降に政府がとった市町村消防の常備消防化政策が、皮肉にも消防団の衰退に拍車をかけた側面があるとしている。これにあわせて、昭和 38 年に救急業務が法制化され、消防の仕事に組み込まれた。消防団員数の減少は、ほとんどの市町村に常備消防が設置され、消防救急サービスをする体制（行政が消防本部を新設し 24 時間体制で消防・救急サービスを提供する体制）が確立した現在、ある程度必然的に生じる現象である」としている<sup>(12)</sup>。

消防団員は減少したとはいえ、常備消防約 16 万人に対し、消防団はその 5 倍の約 84 万人を擁する組織であり、地域における消防防災体制の中核的存在であることには変わりがない。

### 3.2 消防団員減少の背景と消防団の報酬

以前は、消防団員になるのは地元（地域）に昼間もいる農家や自営業者が中心だった。特に農山村地域では、男は祖父、曾祖父の時代から引き継がれるように、消防団員になるのが当たり前、消防団に入団しなければ一人前の男として認められないという地域が数多く日本全国に存在した。しかし、20 代、30 代、40 代の従来の団員の主力だった年齢層の男たちの多くが、平日はサラリーマン化し、他地域に働きに行くようになり、地域社会との繋がりが相対的に希薄になったことも、消防団員数が減少した理由に挙げることができる。また、若者の多くが入団拒否の理由として「仕事と両立できない」「プライベートを大事にしたい」ことを挙げている。実際、年代に関係なく、消防団活動に時間を割くことが難しくなっている。

特に消防団員の負担となっているのが、消防団のイベントの 1 つとなっている消防操法大会がある。県大会や全国大会の出場を目指す消防団では、訓練期間が長期間、ときには年間を通じて常時行われる場合が多く、幹部や OB などの圧力により過剰な訓練を強要され、自分や家族、職場にまで多大な負担を強いる消防団もある。一部の消防団では、既存の団員の離脱にもつながることから、「競技大会の為の訓練」から、現場での応用を目指した活動に活路を見いだす消防団も出てきている。過剰な訓練が原因で、死者が出たケースもある。実際、平成 17 年 5 月、操法訓練後に心筋梗塞となり死亡する事故が起きている<sup>(13)</sup>。訓練には大変無理な動きも多く、訓練期間も長期に及ぶために、訓練の過程で怪我をする消防団員もいる。平成 27 年には操法技術の未熟さを苦しめた消防団員が自殺をするなど、精神的な負担も大きい<sup>(14)</sup>。消防団員は本業を持っている団員がほとんどであり、ケガをした際には仕事や家庭にも多大な支障をきたし、多くの犠牲を払うということになる。

一方で、消防団は地域における助け合いの精神に基づいてはいるが、完全なボランティアではない。災害対応などに出勤した場合には、それぞれの市町村条例の規定に応じて、年額数万円程度の年報酬及び出勤 1 回当たり数百円から数千円程の活動手当が支払われることになっている。総務省消防庁は、市町村に対し、団員への年間報酬が 3 万 6,500 円、団長への年間報酬が 8 万 2,500 円、更に 1 回当たりの出勤手当 7,000 円として地方交付税に算入して市町村に毎年払っている。これらは私たちの税金で賄われており、適切に使用されなければならない。ところが、報酬の支払いに関して、西日本新聞（平成 30 年 9 月 25 日）に次のよう記事が掲載された。

「福岡県内の複数の消防団員から『酬を受け取ったことがない』という声が届いた。『団の飲み会や旅行に使われている』という証言もある。『報酬は分団が全てプールしていて、何回出勤しても、自分は

一度も受け取っていない。誰が管理しているのかも知らされていません』などの声がある」

西日本新聞の内容と似たようなことが、前々から指摘されてきた。毎日新聞（平成30年11月11日）でも、「総務省消防庁が報酬などを団員個人の口座に振り込むように通知しているにもかかわらず、東京都と大阪府を除く道府県庁所在地の45市のうち18市が、依然として報酬などを特定の口座に一括して振り込む違反状態にある」と伝えている。活動の実態のない者を団員に仕立てて不正に報酬などを受け取る行為などが発覚した消防団もある。

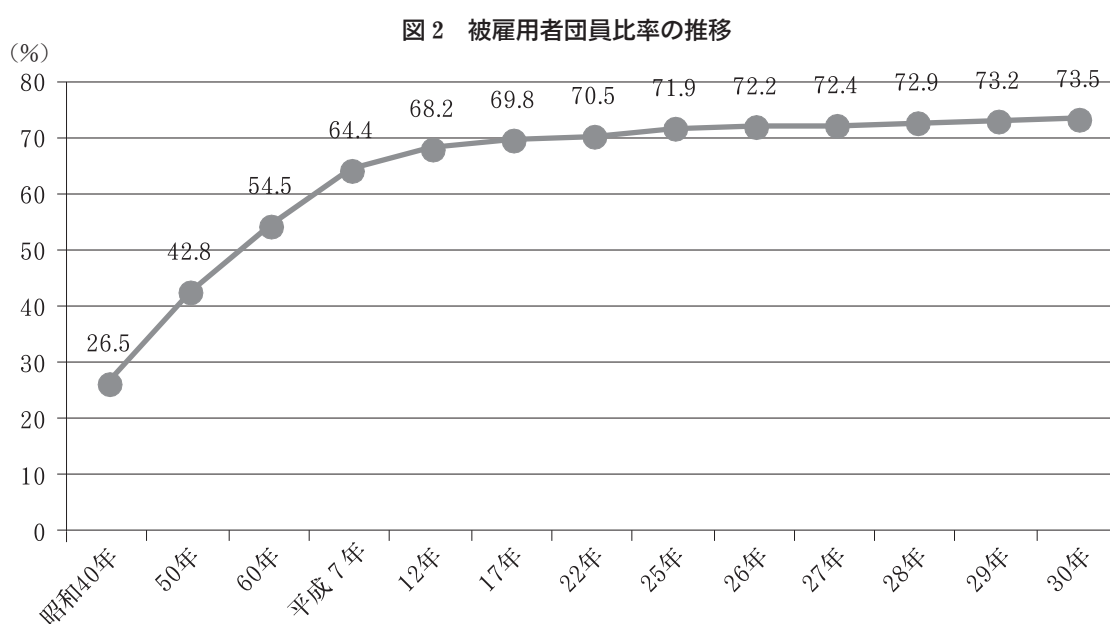
不透明な報酬問題は、団員同士の不信感を助長し、消防団活動にも大きな支障をきたす恐れもある。

### 3.3 被雇用者の消防団員の割合と高齢化

就業構造の変化により消防団員に占める被雇用者の割合が高くなっており、被雇用者団員比率は平成30年4月1日現在、73.5%となり過去最高を更新した。過去の経過を見ても、昭和40年には26.5%だったものが、昭和50年に42.8%、昭和60年に54.5%、平成7年に64.4%、平成22年からは70%を超えている。

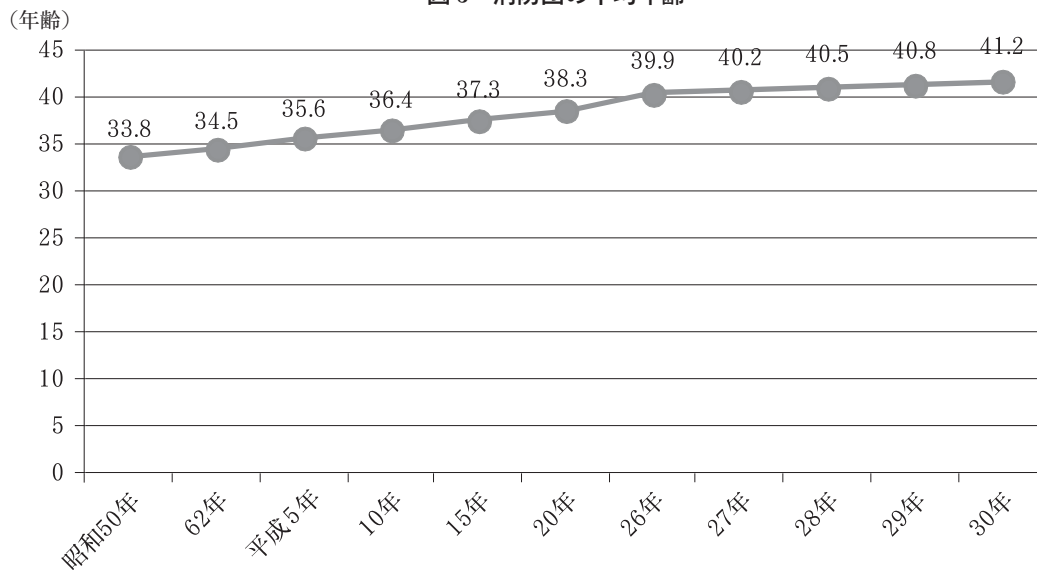
現在、消防団員の職業構成及び就業形態は平成30年4月1日現在、公務員6万8,336人（8.1%）、農協・公社等の特殊法人3万457人（3.6%）、日本郵政6,627人（0.8%）を含め61万9,999人（73.5%）になっている。被雇用者以外では、学生4,518人（0.5%）、自営業・その他21万9,144人（26.0%）となっている。日本郵政6,627人の多くが、昔から地方の名士であり、ある程度の自由度がある特定郵便局長だと思われる。加えて、総務省は日本郵政株式会社に対して、平成25年12月13日及び平成29年2月22日に、消防団活動への参加促進を依頼するとともに、各地方公共団体に対しても、平成26年1月24日、郵便局への働き掛けを依頼している<sup>(15)</sup>。

消防団員の平均年齢は、平成30年4月1日現在、前年に比べて0.4歳上昇し、41.2歳となっている。年齢構成比率を昭和50年と平成30年とで比較すると、昭和50年は19歳以下（1.9%）、20歳～29歳



資料：総務省「消防団の組織概要等に関する調査の結果（平成30年4月1日現在）」より作成

図3 消防団の平均年齢



資料：消防団員の年齢構成比率の推移（平成30年度『消防白書』）より作成

(39.9%)、30歳～39歳(39.2%)、40歳～49歳(15.2%)、50歳～59歳(3.1%)であるのに対し、平成30年は19歳以下(0.4%)、20歳～29歳(13.1%)、30歳～39歳(33.7%)、40歳～49歳(31.6%)、50歳～59歳(15.1%)、60歳以上(6.0%)となっている。

20歳～29歳の年齢層が20年間で3分の1に減少している一方で、40歳～49歳の年齢層が倍増し、50歳～59歳の年齢層も5倍に増えている。昭和50年にはいなかった60歳以上の消防団員も昭和60年(0.9%)から登場し、毎年増え続けている。この背景には、団員の定足数維持のため、消防団の定年を延長する市町村が増えたことが挙げられる。体力的にも肉体的にも元気な60代は多いが、消防団という組織の特性上、高齢化が進むことは、組織の精強さを弱めることに繋がってくる<sup>(16)</sup>。

### 3.4 消防団不要論から見直し論へ

平成7年1月17日の早朝(午前5時46分52秒)、兵庫県淡路島北部を震源とする巨大地震が兵庫県神戸市を襲った。観測されたマグニチュードは7.3と非常に規模が大きく、兵庫県北淡町(現・淡路市)や神戸市須磨区、長田区などでは震度7を記録した。震度1以上となる有感地震は、福島県から鹿児島県までの広い範囲に及んだ。この地震では、当初、最大震度を震度計が示した震度6としていた。ところが、その後の気象庁の現地調査で、活断層に沿った一部の地域においては、震度6を超える被害が出たところがあり、震度7に引き上げられる。昭和23年6月28日に起きた福井大地震を機に設定された「最大震度7(激震)」の適用をうけた最初の地震となった<sup>(17)</sup>。

阪神・淡路大震災では、人的被害は死者6,434人、重軽傷者4万3,792人にのぼった。建物の全半壊が24万9,180戸、一部損壊は39万戸以上、そのほかの火災による罹災が約9,000世帯、避難者は最大で31万人超に及び、大都市における直下型地震の恐ろしさを日本人は知ることになる。死亡者の死因のほとんどが、部屋にある家具の転倒や倒壊した家屋の下敷きとなったの圧死・窒息死だった<sup>(18)</sup>。

この震災より以前は、市町村消防の常備化が進むなかで、消防団は別に無くても良いのではないかと

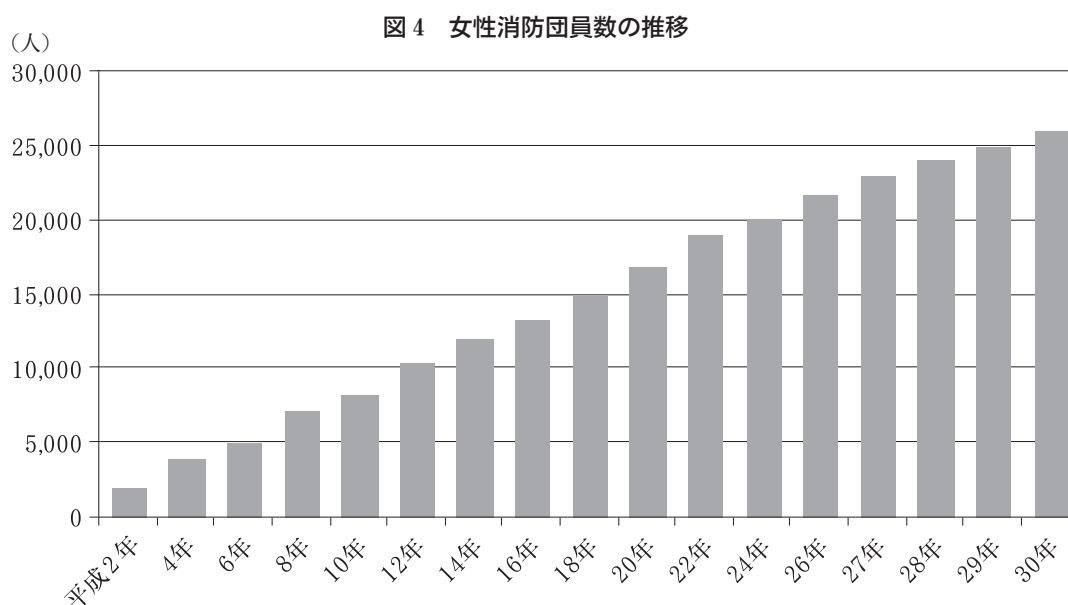
前近代的な組織であるという議論もあった。この雰囲気を一変させたのが、北淡路町の消防団による救命率の高さが挙げられる。北淡路町では、火災の発生時はもとより台風・高潮シーズンにおける対応から、地域住民の消防団に対する信頼性は高く、普段から両者の協力関係が築かれていた。そのため、消防団の指示に基づいた行動がスムーズに行われた。そして、地域の実情に精通した消防団は生き埋めになった被災者の普段寝ている場所等の情報も保有しており、救助率の高さにも繋がった。このとき、地域防災力の中核としての消防団の重要性が改めて社会的に再認識されるようになったのである<sup>(19)</sup>。

## 4. 消防団の充実強化について

平成 25（2013）年 12 月 13 日に公布・施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」<sup>(20)</sup> や平成 27 年 12 月 22 日に第 27 次消防審議会から出された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申」<sup>(21)</sup> を踏まえて、総務省消防庁では、今まで以上に消防団を中核とした地域防災力の充実に努めている。

### 4.1 女性の活用

消防団員が減少する一方で、女性消防団員は年々増えてきている。平成 2 年は 1,923 人（0.2%）だったが、平成 30 年 4 月 1 日現在、25,962 人（全体の 3.1%）となっている。女性消防団員を採用する消防団は 1,572 団（全体の 71.2%）で 47 都道府県すべてに及ぶ。女性消防団員は、地域の実情に応じて、消防団本部付の採用とされたり、各地域を管轄する分団の所属であったり、女性のみで組織する分団に所属して活動している。今後も消防団の組織の活性化や地域のニーズに応える方策として、女性消防団員を採用しようという動きが全国的に拡大している。その一環として、平成 25 年 11 月 8 日、平成 26 年 4 月 25 日、平成 27 年 2 月 13 日及び平成 30 年 1 月 19 日の 4 度にわたり、総務大臣から都道府県知



資料：「消防防災・震災対策現況調査」より作成



事及び市町村長に書簡<sup>(22)</sup>を送付し、女性の消防団への加入促進に向けた積極的な取り組みについての依頼がなされた。

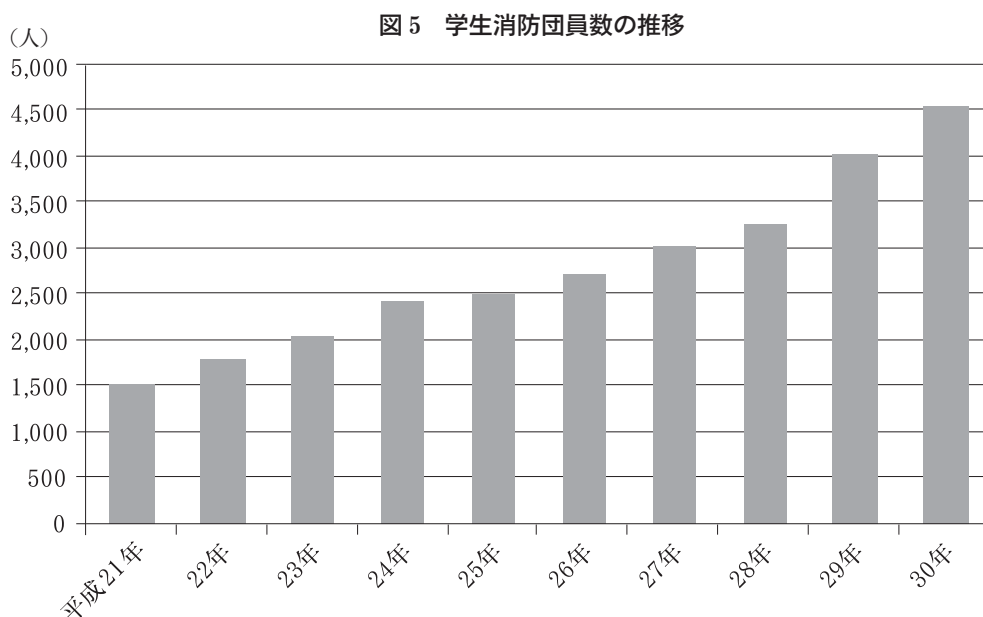
総務省消防庁ウェブサイト内「消防団コーナー」には、女性の消防団加入促進を図るためのポータルサイト<sup>(23)</sup>が開設され、女性消防団員の活躍の様子や活動事例などが紹介されている。

#### 4.2 学生の入団促進と「大規模災害団員」の導入

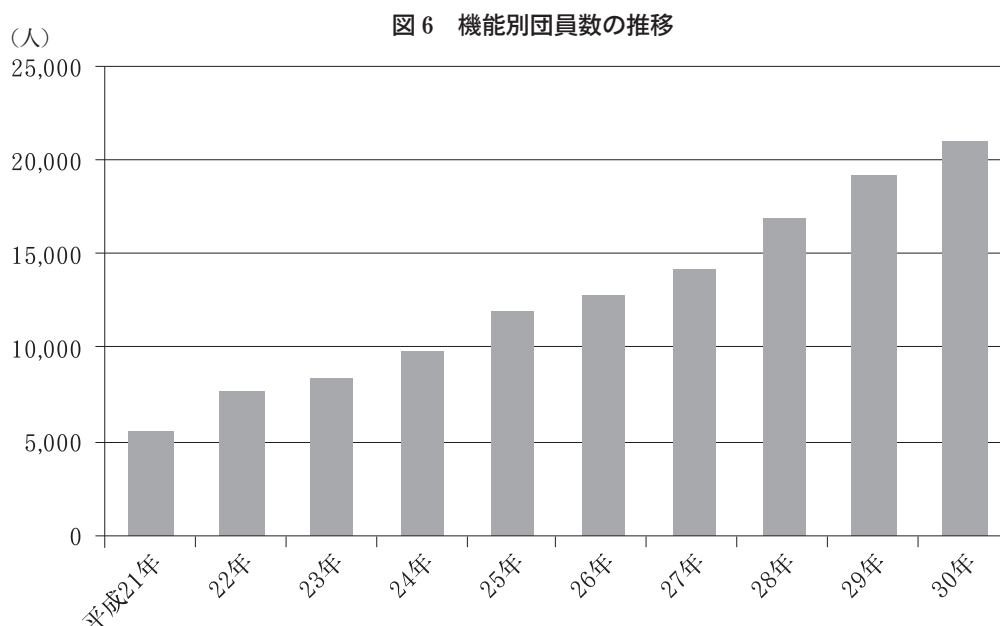
消防団員の高齢化問題を解消し、団員を増やす対策として期待されているのが、大学生や専門学校生などの若い人材である。平成25年12月19日、総務省消防庁は文部科学省と連携して、大学などに対して、消防活動のための適切な修学上の配慮などを依頼を行った。また、平成26年11月から「学生消防団活動認証制度」を創設した。この制度は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会に多大な貢献をした大学生などに対し、市町村が取り組みの実績を認証するものである。平成30年4月1日現在、この制度を導入している市町村の数は266となっている<sup>(24)</sup>。平成28年11月28日には、文部科学省及び各国公立私立大学長宛てに、大学生の消防団への加入促進などについての通知を出し、課外活動などの一つとして消防団活動を推奨するなど、学生の消防団活動への一層の理解促進や、学生が消防団活動に参加しやすい環境づくりに配慮するように依頼した。その結果、平成30年4月1日現在、学生消防団員数は4,518人となっている<sup>(25)</sup>。

一般的な消防団員とは異なり、入団時に決めた特定の活動・役割を担う消防団員のことを機能別消防団員という。例えば、一般的な消防団員のみでは人員不足が生じるような大規模災害に限り、避難誘導や避難所の運営支援などの活動のみを担う「大規模災害団員」<sup>(26)</sup>や、事業所の従業員が当該事業所に勤務する時間に限り、消防団として火災や災害が起きた場合の後方支援活動に携わる場合が挙げられる。

大規模災害団員には、消防職員OB・消防団員OB、自主防災組織などの構成員、学生、事業所・団体などの従業員、特殊な資機材を持つ事業所・団体などの関係者など、幅広い人材が想定される。



資料：「消防防災・震災対策現況調査」より作成



資料：「消防防災・震災対策現況調査」より作成

自主防災組織などにおいて、防災活動を中心に担う者が大規模災害団員として消防団との連絡調整などを行うことや、各地の防災関係団体などとの連携のもと、救急救助などの必要な技能を持つ者などが大規模災害団員となることが期待されている。

但し、消防職員OB・消防団員OBの場合は、60歳を超えており、現役時代に蓄積された経験・知見を活用し、他の消防団員を指導するという立場での活躍を期待したい。

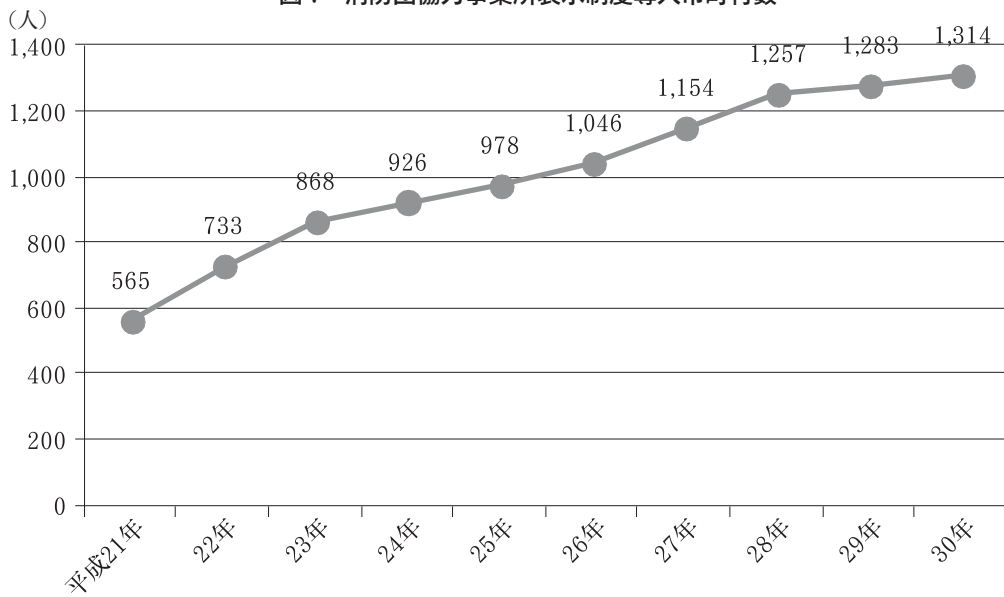
平成30年4月1日現在、機能別消防団員数は2万1,044人で、機能別団員制度を導入している市町村の数は447となっている。社会環境の変化や災害の大規模化などを踏まえ、一般的な消防団員を補完するという観点から、機能別消防団員制度を地域の实情に応じて採用することは、消防団への入団のハードルを低くし、幅広い層を取り込むことが期待できる。学生消防団員の多くが、この制度を利用した機能別消防団員として活動している<sup>(27)</sup>。

### 4.3 事業者との連携

被雇用者である消防団員の割合の増加に伴い、消防団員を雇用する事業所（企業・団体）の消防団活動への理解と協力を得ることが必要不可欠となっている。そこで、平成18年度から、消防団活動に協力する事業所などを顕彰する「消防団協力事業所表示制度」<sup>(28)</sup>が始まった。この制度は平成30年4月1日現在、1,314の市町村がすでに導入し、市町村認定事業所数は15,500となっている。また、事業者が、特別の休暇制度を設けて勤務時間中の消防団活動を可能としたり、従業員の入団を積極的に推進したりすることなどは、地域防災力の充実強化に資すると同時に、地域社会に貢献し、ひいては事業所の信頼性の向上にも繋がる。

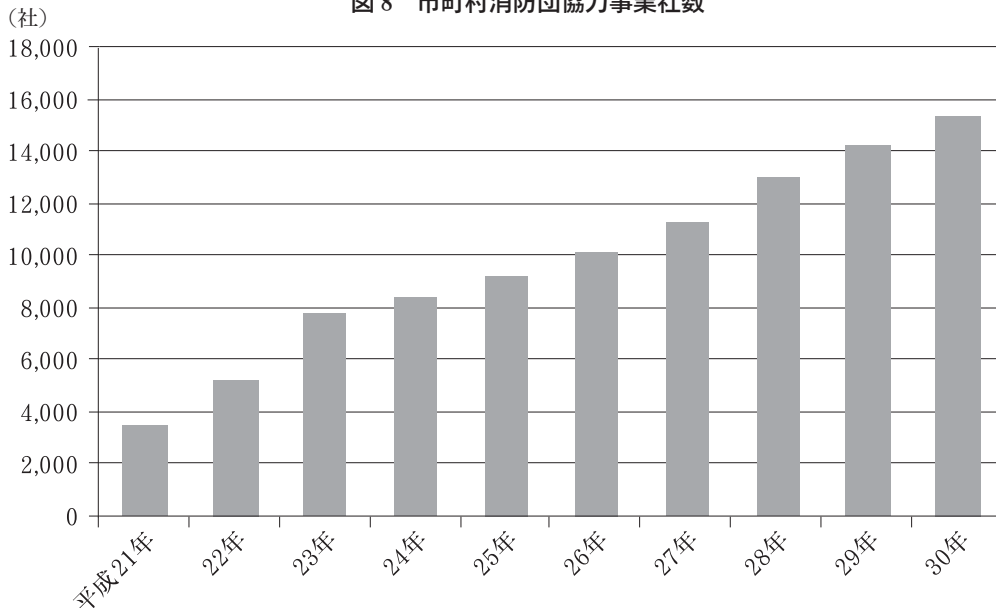
そこで、平成30年、一般社団法人日本経済団体連合会などの経済団体に対し、総務大臣から書簡を送付し、消防団活動に対する事業者の理解と協力を呼び掛けた。当該団体の会員企業の従業員に対する消防団への加入促進及び勤務の免除やボランティア休暇の取得など、消防団活動に対する配慮を行う依

図7 消防団協力事業所表示制度導入市町村数



資料：総務省「消防団の組織概要等に関する調査の結果」（平成30年4月1日）より作成

図8 市町村消防団協力事業社数



資料：総務省「消防団の組織概要等に関する調査の結果」（平成30年4月1日）より作成

頼も行っている<sup>(29)</sup>。

消防団協力事業所の増加のためには、事業所に対する効果的なメリットを用意することも必要であり、一定の要件を満たす消防団協力事業所に対し、事業税額の減税措置、入札参加資格の加点、奨励金の支給などの措置を設けている都道府県や市町村も出てきており、こうした措置を日本全国に横展開していく必要がある<sup>(30)</sup>。

#### 4.4 公務員の加入促進

本来、公務員は災害時は公助の役割を担う使命を持っている。だが、「消防団を中核とした地域防災

力の充実強化に関する法律」の第10条において、公務員の消防団員としての兼職に関する特例規定が設けられた。この規定により、消防団への国家公務員の入団が緩和され、共助の役割も担えるようになった。

国家公務員は、官庁によっては全国転勤（移動）もあり、地域住民との付き合いが疎遠になりがちだが、消防団活動を通じて、地元の人たちとのコミュニケーションも生まれ、地域防災力の向上にも貢献できるようになる。地方公務員の場合は、さらに良い効果を生む可能性がある。地方公務員が消防団活動をすることは、地域防災力の推進に対する地元住民の理解を得やすくなるだろう。すでに複数の自治体で実施されている若手職員を一定期間入団させる取組や、自治体の職員で構成する分団の創設などを参考にしながら、引き続き、地方公務員の入団を促進することが必要である。ただし、地方公務員が消防団活動に従事する場合、大規模災害時の災害対策本部の運営などに支障を来す恐れもあることから、大規模災害時の公務と消防団活動の棲み分けについてのルールを事前に自治体ごとに定めておくことが必要となってくる<sup>(31)</sup>。

## 5. 自主防災組織と消防団

### 5.1 自主防災組織の役割

自主防災組織は消防団と同様に、地域防災力の中核的存在となっている。主に町内会や自治会単位で結成される住民の任意団体である。平時においては、防災訓練の実施、防災知識の普及啓発、防災巡視、資機材などの共同購入などを行っている。災害時は、初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、地域の災害危険個所などの把握と周知などを行うことになっている。

昭和34（1959）年9月に死者・行方不明者5,098人の死者・行方不明者を出した伊勢湾台風<sup>(32)</sup>を契機として、昭和36年11月に災害対策基本法<sup>(33)</sup>が制定された。そのなかで「住民の隣保協働の精神に基づく自発的な防災組織（自主防災組織）の充実を図り」うんぬんと、公的文書のなかで初めて自主防災組織という言葉が使われるようになった。

阪神・淡路大震災で地域防災力の重要性が再認識されると、災害対策基本法が改正され、このときから自主防災組織の育成が、行政の責務の一部として明記されるようになった。その結果、各自治体は、自主防災リーダー養成のための研修や訓練などを積極的に開催するようになり、全国的に自主防災組織の結成が促進されいく。平成30（2018）年4月1日現在、都道府県別自主防災組織率は、全国1,741市町村のうち、1,679市町村で16万5,429の自主防災組織が設立されており、組織率は83.3%となっている<sup>(34)</sup>。

### 5.2 自主防災組織は機能しているのか

現在、自主防災組織は全国的に次のような共通の問題を抱えている。

- ① 防災リーダーの不足
- ② 活動のマネリ化・形骸化
- ③ 組織の高齢化

- ④ 組織間の取り組みの格差
- ⑤ 防災活動に対する住民意識の不足

これらの問題を解消するため、自治体のなかには公費（税金）を使い自主防災組織の役員などに、阪神・淡路大震災の教訓からスタートした民間資格の防災士<sup>(35)</sup>を積極的に取得させているところもある。だが、「現状では自治体が期待するだけの成果があまり出ていない」という声が自治体関係者のなかにもあり、新たな防災リーダー養成の研修を始めている自治体もある。

組織の高齢化も深刻である。自主防災組織への若者の参加は皆無に等しい。自主防災組織の活性化のためにも、若者が参加しやすい環境をつくり、体験型の防災イベントなどの開催を通じて、若者を取り込む工夫が必要である。

読売新聞（平成26年5月26日）に「自主防災組織知っている？ 『組織率8割』というけれど…」という見出しで、自主防災組織の実態が紹介されている。

「組織率が100%とされる東京都練馬区で暮らす男性会社員（32）は『自主防組織なんて、聞いたことがない』。組織率100%の荒川区では、例えば、970世帯、1,740人が暮らす真土町会では、訓練参加者は毎回20～30人しかいない。千葉県山武市では、市内38組織を調べたところ、回答のあった31組織中、23組織が『何をしたいかわからない』などの理由で活動していなかった」

この記事を読む限り、自主防災組織の活性化が急務であることがうかがえる。どんなに組織率が向上しても、このまま中身が伴わなければ、単なる数字遊びでしかなく、災害時に何の役にも立たない組織となるだけである。

### 5.3 自主防災組織の強化と消防団との連携

地域防災力の中核を担う消防団は、平時・災害時（非常時）ともに、適切な役割分担のもと自主防災組織との連携を強化する必要がある。例えば、消防団が平時には自主防災組織の教育訓練において指導的な役割を担うとともに、災害時には自主防災組織の指揮を執るなどの役割が考えられる。また、自主防災組織の活動の中心となる者が「大規模災害要員」となり、消防団との連絡調整などを行いつつ住民を指揮するといった連携も考えられる。加えて、自主防災組織のレベルアップのためには、活動を率いるリーダーの育成が必要であり、消防団員を指導者として、自主防災組織のリーダー養成の取組みが重要になってくる。

ここで、自主防災組織と消防団との連携がうまく機能した事例を紹介する。

福住町町内会（宮城県仙台市宮城野区）の自主防災組織では、平成15年に「できるだけ行政に頼らず、初期段階にかけては自分たちで乗り切る」ということを念頭に、災害時の役割分担や緊急時の連絡網を盛り込んだ防災マニュアルを作成していた。訓練内容を毎年変え、参加者にとって有益となる防災訓練を行ってきた。ライフラインの停止を想定し、避難生活に必要な発電機、プロパンガス、暖房器具、食料、飲料水などを集会所に備蓄し、行政に頼らない備えを構築してきた。そのため、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が起きた日の夜に、住民が集会所に集まってきたときも、消防団との連携のもとで自主防災組織の機能がうまく働いた<sup>(36)</sup>。平成26年11月22日午後10時08分に長野県北部を震源とする地震（長野県北部地震）が起きた。震度5強という強い揺れに襲われ

た長野県白馬村では 40 棟以上の家屋が全半壊した。このとき、消防団員でもある地区の区長を中心に、消防団と自主防災組織による迅速な安否確認と救助活動が功を奏し、死者が 1 人も出なかったことで「白馬の奇跡」とも言われている。白馬村では、自分たちの地区は自分たちで守るという意識が日頃からあり、「いざ」というときに、区長を中心に住民が一致団結して行動したことで、死者が出なかったのである<sup>(37)</sup>。

平成 11 年から始まった平成の大合併により、同年 4 月時点で 3,229 あった市町村数は、平成 28 年 10 月 10 日時点で 1,718 となり、ほぼ半減した。行政の効率化を目指して行われた平成の大合併ではあったが、結果的に合併によって面積が拡大したことが、防災力の低下を招いている自治体も数多い。そのために、東日本大震災では被害が拡大した自治体もある。津波で市町村の行政がシステムダウンする事態となった自治体もあった。いったん災害が起きれば、住民に最も身近な存在である市町村が機能不全に陥ることが証明された格好となった。そうした場合、発災直後に頼りになるのは福住町町内会のように、自分たちが住む地域の自主防災組織と消防団となる。

自主防災組織は、災害が起きたときに公的支援（公助）が本格的に機能するまでの間、地域住民が協力し助け合うための共助の組織であり、消防団とともに地域防災力の担い手としての役割は大きい<sup>(38)</sup>。

## 6. 防火・防災意識の定着への取組み

地域の防火・防災意識を高めるためには、消防団の充実強化、自主防災組織の活性化に加えて、女性（婦人）防火クラブや少年消防クラブ、幼年消防クラブなどの育成強化や、子供たちへの防災教育も必要となってくる。

### 6.1 地域密着の女性目線の活動

女性防火クラブは、女性消防団員ではないが、家庭での火災予防の知識の修得、地域全体の防火意識の高揚などを目的として組織されている。平成 30（2018）年 4 月 1 日現在、8,174 団体、約 121 万人が活動している。日本最大の消防・防災組織でもある<sup>(39)</sup>。

平時から、自主防災組織と連携し、各家庭の防火診断、初期消火訓練、防火・防災思想の啓発など、地域の実情や特性に応じた活動を行うことで、安心・安全な地域社会を作り、災害時にクラブ員がお互いに協力できる体制を整えている。東日本大震災では、避難所での炊き出し支援や、被災地への義援金・支援物資の提供などの支援活動を行った。平成 28 年の熊本地震においても、避難所で炊き出しなどの支援を行っている<sup>(40)</sup>。

### 6.2 将来の消防団を担う人材の育成

少年消防クラブは、昭和 25（1950）年の国の通知により誕生し、70 年近い歴史がある。平成 30 年 5 月 1 日現在、4,647 団体、10 歳以上 18 歳以下の少年少女約が 41 万人、指導者約 1 万 4,000 人が活動している<sup>(41)</sup>。少年消防クラブは、日ごろから防火・防災に関する様々な学習や訓練の実施などを通じて、防火・防災について学び、地域における防火・防災意識の普及に努めている。少年消防クラブ員には、

家庭や学校あるいは地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとして活躍し、将来の地域防災の担い手となることが期待されている。

また、9歳以下の児童を対象に編成された幼年消防クラブは、消防機関などの指導の下で活動が行われている。幼年期において、正しい火の取り扱いについて学び、消防の仕事を理解してもらうことにより、将来の少年消防クラブの予備軍的存在である。平成30年5月1日現在、組織数は13,830団体、約115万人が所属している<sup>(42)</sup>。

学習や訓練の一環として、一般財団法人防災教育推進協会が実施しているジュニア防災検定（内閣府，文部科学省，国土交通省，全国の校長会などが後援）を導入している少年消防クラブもある<sup>(43)</sup>。ジュニア防災検定は東日本大震災で多くの子供たちが犠牲となったことを受けて、平成25年から日本全国の小中学生（小学3年～中学3年）を対象に将来の防災人材を育成するために始まった。この検定は丸暗記したり、過去問題集や参考書で勉強したから合格するわけではない。初級，中級，上級の3つの受検級があり，家族で自分の家の防災対策を話し合う家族防災レポート，防災自由研究，記述式中心の筆記試験の3つの課題に取り組み，総合点で評価される。特に家族防災レポートや防災自由研究は，クラブでの日ごろの学習や訓練の経験を活かして取り組むことができるようになっている。筆記試験は単なる知識を問うものではなく，災害時の対応（判断・行動）力を問う内容となっている。毎年春休みに開催されている成績優秀者を表彰する式典で，防災自由研究の内容を発表したクラブ員もいるため，日ごろの少年消防クラブの活動の成果を発表する良い機会にもなっている。実際，埼玉県吉川松伏少年消防クラブや神奈川県大和市少年消防団では，年間の活動の中で，ジュニア防災検定の取組みを重要な活動に位置付けている。

ジュニア防災検定が目指す防災人材の育成と，少年消防クラブが目指す将来の地域防災力の担い手を育てる活動は，目標が同じ方向であり，今後ますます連携が期待されている。

## 7. 最後に 消防団への期待

平成30（2018）年は，西日本豪雨や台風21号により甚大な風水害が起きた年だった（大阪府北部地震や北海道胆振東部地震なども起きた）。令和の時代に入っても風水害が続いている。8月には九州北部を襲った豪雨，9月には千葉県を中心に被害を出した台風15号，10月には東海，甲信越，関東，東北地方に被害を出した台風19号，そして，2週間後には，台風21号と低気圧がもたらした豪雨により，台風15号の被害の爪痕が残る千葉県に大規模な浸水や土砂災害が起きた。そのたびに消防団が出動し，全力で活動している。台風19号により長野県の千曲川が決壊し，長野市では多数の住宅が浸水・全半壊したが，西日本豪雨（岡山県倉敷市）のときよりも犠牲者が少なかった。過去にたびたび起きた千曲川の氾濫の経験から，消防団や自主防災組織が中心となって，定期的に住民が避難訓練を実施していたことが犠牲者を少なくした。

現在の消防団の出動は，平常時の防火・防災活動よりも，災害時の活動の比重が多くなりつつあるなか，共助の中核である消防団の衰退は，共助体制そのものの弱体化に繋がり，地域防災力の低下を意味する。消防団は常備消防約16万人に対し，消防団はその5倍の約84万人を擁する組織であり，市町村

の実働部隊でもあり、消防団員の減少、団員の高齢化は何としても歯止めを掛けなければならない。

一方で、消防団員はときとして、危険と隣り合わせでもある。東日本大震災では254人の死亡と2人の行方不明者を出していることも、日本人は知っておく必要がある。

物理学者の寺田寅彦は「天災は忘れたころにやってくる」という格言を遺し、自然災害への心構えを日本人に説いている。だが毎年、日本列島のどこかで災害が起きていることを考えれば、「天災は忘れる前にやってくる」の方が、現在の日本が置かれた姿を正確に表している。まさに「災害の日常化」と言えるだろう。このような事態のなかで、消防団の出動は増えることはあっても減ることはない。

東日本大震災では、津波により市町村の行政事務が機能麻痺する事態となった自治体もあった。この場合、被災者救助を行うのは自主防災組織と連携する消防団しかいないことは述べた通りである。

消防団を維持・強化していくためには、住民一人ひとりが地域防災力の必要性を理解する取組みが大事になってくる。防火・防災教育の充実や、市町村や自主防災組織（自治会・町会など）が主催する防災学習会や防災訓練への住民の参加を促す取組みを積極的に推進していくしかない。このような日常の取組みや活動を通じて、防火・防災意識の定着を図り、消防団への理解を促進し、団員を増やす努力が必要である。消防団は日本にしかない組織であり、日本人の貴重な財産である。これからも消防団を守り育てていかなければならない。

#### 〈注〉

- (1) 内閣府中央防災会議「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月）によると、首都直下地震は今後30年以内に70%の確率で起きると予測しているマグニチュード7程度の大地震。首都直下地震が起きると、最悪の場合、死者はおよそ2万3,000人、経済被害はおよそ95兆円に達すると想定している。一方で、建物を耐震化して火災対策を徹底すれば、死者を10分の1に減らせる可能性があるとしている。南海トラフ巨大地震については「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）のポイント」（平成25年3月）によると、マグニチュード8～9の巨大地震が今後30年以内に70%～80%の確率で起きると予測し、被害は、四国や近畿、東海などの広域に及び、東日本大震災を大きく上回ると想定している。最悪の場合、死者は32万人を超え、経済被害も220兆円を超えると想定しているが、対策を進めれば被害を大幅に減らせる可能性があるとしている。つまり、事前の防災対策をしておくことによって、被害の軽減を図ることができるのである。
- (2) 「国民の保護に関する基本指針」内閣官房公開資料（最終更新平成28年8月）  
<http://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/280824shishin.pdf>（令和元年9月15日アクセス）
- (3) 後藤一蔵『消防団』、近代消防社、平成26年、pp.36-37
- (4) 古屋圭司、石田真敏、務台俊介編著『“消防団基本法”を読み解く』（第2版）、平成27年、p.2
- (5) 後藤一蔵『消防団』、近代消防社、平成26年、p.50
- (6) 同上、pp.62-66
- (7) 古屋圭司、石田真敏、務台俊介編著『“消防団基本法”を読み解く』（第2版）、平成27年、pp.2-3
- (8) 平成30年度『消防白書』、p.159
- (9) 同上、pp.159-160
- (10) 総務省「消防団の組織概要等に関する調査の結果」（平成30年4月1日）
- (11) 同上
- (12) 永田尚三「学生の消防団への加入促進の取組みについての一考察」『季刊行政相談』、公益社団法人全国行政相談委員会協議会、No.152、平成29年2月、pp.44-50
- (13) 消防団員等公務災害補償等共済基金 <http://www.syouboukikin.jp/>（令和2年1月25日アクセス）
- (14) 『静岡新聞』平成27年4月6日



- (15) 平成30年版『消防白書』, pp. 34-35
- (16) 同上, p. 32
- (17) 地震後の気象庁の地震機動観測班による現地調査より。
- (18) NHK スペシャル取材班『震度7 何が生死を分けたのか — 埋もれたデータ 21年目の真実 —』, KK ベストセラーズ, 平成28年, pp. 44-48
- (19) 後藤一蔵『消防団』, 近代消防社, 平成26年, pp. 112-117
- (20) 衆議院ウェブサイト「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」  
[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_housei.nsf/html/housei/18520131213110.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/18520131213110.htm) (令和元年9月30日アクセス)
- (21) 総務省消防庁 国民保護・防災部 地域防災室「消防団の現状について」(平成27年7月24日発表資料)。
- (22) 総務省ウェブサイト「消防団に関する大臣書簡」  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01shoubo01\\_02000006.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01shoubo01_02000006.html) (令和元年9月30日アクセス)
- (23) 総務省消防庁女性の消防団加入促進を図るためのポータルサイト  
<https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/ladies/index.html> (令和元年9月30日アクセス)
- (24) 総務省消防庁ウェブサイト「学生消防団認証制度」  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01shoubo01\\_02000094.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01shoubo01_02000094.html) (令和元年10月1日アクセス)
- (25) 総務省「消防団の組織概要等に関する調査の結果」(平成30年4月1日)
- (26) 「消防団員の確保方策等に関する検討会」報告書, p. 14 (平成30年1月)
- (27) 平成30年度『消防白書』, p. 33
- (28) 総務省消防庁ウェブサイト「消防団協力事業所表示制度」  
<https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/welcome/company/> (令和元年10月2日アクセス)
- (29) 平成30年版『消防白書』, p. 34
- (30) 「消防団員の確保方策等に関する検討会」報告書, p. 15 (平成30年1月)
- (31) 同上
- (32) 人的被害は、紀伊半島の和歌山県、奈良県、伊勢湾沿岸の三重県、愛知県、日本アルプス寄りの岐阜県を中心に犠牲者5,098人(死者4,697人、行方不明者401人)・負傷者3万8,921人(平成20年版『消防白書』)にのぼる。犠牲者を3,000人以上出した台風として、室戸台風、枕崎台風とあわせて昭和の三大台風に挙げられる。そのなかでも最悪の被害をもたらした。犠牲者の数は、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)が起きるまで、第2次世界大戦後の自然災害で最多のものだった。また、ほぼ全国に及んだ経済的被害は莫大なものとなり、GDP比被害額は阪神・淡路大震災の数倍、関東大震災に匹敵し、東日本大震災との比較対象に達するものであった。人的・経済的被害の規模の大きさから、明治維新以後で最大級の自然災害の1つである。
- (33) 災害対策基本法は伊勢湾台風を契機として制定された。阪神・淡路大震災後にはボランティアや自主防災組織の活動環境の整備、緊急災害対策本部設置要件の緩和、自衛隊の災害派遣要請の法定化などが盛り込まれた改正法が施行された。東日本大震災後の平成24年、25年にも改正法が施行され、大規模災害の広域対応、地域防災力の向上、被災者支援の充実などが図られた。
- (34) 平成30年版『消防白書』, p. 269
- (35) 日本防災士機構資料より。なお、令和元年9月時点で、防災士の登録者は178,666人いる。資格の更新があるわけではなく、「役に立たない」、「取りっぱなし」という声も多く、資格だけの「ペーパー防災士」が大多数である。研修内容も研修機関によって、レベル・講師陣にバラツキがあり、同じ研修の品質が維持されていない。警察官や消防士、消防団員は階級等に応じて、受験の特例を設けているが、これには批判も多い。
- (36) 総務省消防庁国民保護・防災部 防災課「東日本大震災における自主防災組織の活動事例集」, p. 13 (平成25年3月29日発表)
- (37) 『産経新聞』平成26年11月28日。
- (38) 永田尚三「消防団の現状と課題」『武蔵の大学政治経済研究所年報第』第7巻, 武蔵野大学政治経済研究所, 平成25年4月, pp. 78-81

- (39) 平成30年版『消防白書』, p.269
- (40) 富田セツコ「大激震をもたらした熊本地震」『地域防災』一般財団法人日本防火・防災協会, 平成28年8月号, pp.16-17
- (41) 平成30年版『消防白書』, p.269
- (42) 同上, p.270
- (43) 一般財団法人防災教育推進協会ウェブサイト <http://www.jbk.jp.net/> (令和元年10月4日アクセス)

#### 参考文献

- 秋本敏文「地域・総合・防災力の充実」『消防科学と情報』財団法人消防科学総合センター, 第89号, 平成19年7月, pp.10-14
- 飯塚智規「危機管理における地域コミュニティの課題と自治体の取組み」『政治学研究論集』明治大学大学院, 第29号, 平成21年2月, pp.125-140
- NHKスペシャル取材班『震度7何が生死を分けたのか——埋もれたデータ21年目の真実——』, KKベストセラーズ, 平成28年, pp.44-48
- 金谷裕弘「消防団の現状と課題」『消防科学と情報』財団法人消防科学総合センター, 第89号, 平成19年7月, pp.5-9
- 小林恭一「自治体消防70年の歩み」『地域防災』一般財団法人日本防火・防災協会, 平成30年2月, pp.4-9
- 公益財団法人財団法人日本消防協会編『消防団120年史』, 近代消防社, 平成25年
- 同上「命を守る地域防災力の強化」, 平成26年
- 後藤一蔵『消防団』(第2版), 近代消防社, 平成26年
- 総務省消防庁国民保護・防災部防災課「消防団の現状と課題～消防団確保の推進について～(上)」『月刊消防』, 東京法令, 平成20年5月, pp.18-21
- 中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会」編「風水害・火山編」内閣府, 平成23年3月
- 中央防災会議「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」, 内閣府, 平成25年12月
- 中央防災会議「南海トラフ巨大地震の被害想定(第二次報告)のポイント」, 内閣府, 平成25年3月
- 寺田寅彦『天災と国防』(第5版), 講談社学術文庫, 平成23年
- 徳田正明編著『がんばれ消防団! 消防団員の身分と処遇』, 近代消防社, 平成19年
- 永田尚三「消防団の現状と課題」『武蔵の大学政治経済研究所年報』, 武蔵野大学政治経済研究所, 第7巻, 平成25年4月, pp.78-81
- 同上「学生の消防団への加入促進の取組みについての一考察」『季刊行政相談』公益社団法人宇人全国行政相談委員連合協議会, No.152, 平成29年, pp.44-50.
- 同上「消防団員の報酬問題を憂う」『改革者』政策研究フォーラム, 平成31年5月, pp.52-55.
- 濱口和久『日本の命運 歴史に学ぶ40の危機管理』, 育鵬社, 平成28年
- 濱口和久, 江崎道朗, 坂東忠信共著『日本版 民間防衛』, 青林堂, 平成30年
- 藤田雅史「『地域防災力向上方策』を探る」『消防防災』, 東京法令, 第27号, 平成21年1月, pp.33-41
- 平成30年版『消防白書』総務省消防庁
- 古屋圭司, 石田真敏, 務台俊介編著『“消防団基本法”を読み解く』(第2版), 平成27年
- 室崎益輝・幸田雅治編著『市町村合併による防災力空洞化』, ミネルヴァ書房, 平成25年
- 『産経新聞』平成24年11月28日, 平成26年11月28日, 令和元年10月20日
- 『読売新聞』令和元年5月13日
- 『日経新聞』令和元年8月22日